

第5回桜井市地域ブランド認定推進委員会 会議録（要約）

開催日時	平成27年10月14日（水） 午前9時半～11時30分
場 所	桜井市役所本庁 2階 大会議室
出席者	<p>（委員） 堀井良殷氏（（財）大阪21世紀協会理事長）、ト部能尚氏（桜井市商工会）、林勤氏（桜井市観光協会）、仲出浩嗣氏（奈良県農業協同組合）、谷奥忠嗣氏（桜井木材協同組合）、渡邊寛之氏（奈良県中部農林振興事務所）、テリー植田氏</p> <p>（事務局） 清水孝夫（まちづくり部長）、西川昌秀（まちづくり部次長）、青木浩之（観光まちづくり課長）、山内篤生（観光まちづくり課まちづくり戦略係長）、後藤聖子（観光まちづくり課まちづくり戦略係主任）</p>
取材及び傍聴	なし
司会	ただ今より第5回ブランド認定推進委員会を開催する。ご多忙の中ご出席を賜り感謝する。本日は麻生委員、岩城委員は大学の授業の関係でご欠席である。
堀井委員長	朝早くより集まりいただき感謝する。前回会議録についてご意見があればと思う。事務局より説明願う。
事務局	ご発言の内容確認いただきたい。
堀井委員長	なにかあれば今週中に事務局までご連絡願う。 続いて前回会議での意見について追加説明を願う。
事務局	資料1-2について、認定基準についてご指摘があったので、後ほど資料4で示すように修正させていただいた。
堀井委員長	では資料4のところでご議論いただく。事務局で前回意見を受けて今回の提案に盛り込んだとのことなので、資料4でお話しいただく。 認定品についてご説明いただきたい。
事務局	（資料2 応募状況一覧について認定品の説明。）
堀井委員長	なにかご感想あればお願いしたい。
林委員	笠そばの申請はなかったか？
事務局	なかった。
谷奥委員	今年度募集し認定したものは3年間有効、その後は再認定を申請、という流れで来年度以降も続き、認定品が増えていく、ということになるが、認定数の上限などはあるのか。
事務局	数が膨大に増えすぎると商品自体のプレミア感ならびに認定を受ける側の認定によるプレミア感が損なわれる、一方で日の目の当らなかった商品を掘り起こして「オール桜井」で売る、という側面もあるのでその均衡が必要かと思う。また、販売プロモーションを行う上では、あまり量を作れないもの、市場ルートに乗せられないものは難しいかもしれない。最終的な認定数については委員の皆様にお決めいただきたい。

堀井委員長	<p>物品については審査がしやすいが、サービス商品は難しい。また、物品についての品質保証や生産体制の確認方法も難しい。申請者が団体の場合も漠然としているので判定が難しいと感じている。</p> <p>次の認定基準について説明願う。</p>
事務局	<p>資料4の「大和さくらいブランド認定基準採点表(案)」について、前回のご指摘の点を修正した。統一基準と個別基準に分けて案を作成した。個別基準については、食品、産品、サービス商品に分けて項目を設けた。また必須項目を設け、否となると認定できない、という構成にした。</p>
堀井委員長	<p>書類上で判定できるものとそうでないものがあるが、そうした判定資料はだれが作成するのか。</p>
事務局	<p>次回会議までに、不足していると思われる部分については事務局が個別に調査を行うつもりである。</p>
堀井委員長	<p>品質保証について、品質保証者は生産者である、ということだが、消費者にとっては市が品質を保証したように思われることがある。苦情等あった場合の責任の所在が気になる。また、安全の面では、事務局が現地調査した結果を委員会に報告するとなると責任は事務局が負うことになる。</p>
谷奥委員	<p>現地調査に行く際に、保健所等に同行願ってはどうか。</p>
事務局	<p>食品衛生の検査機関に確認させていただく。</p>
堀井委員長	<p>適正な生産環境の確保などは現地調査を実施せねば把握できないので手順としては審査会までに事務局が現地調査を行って品質についての資料を作成するというようお願いしたい。</p>
ト部委員	<p>ブランド認定推進委員会の責任はどこまでとなるのか。</p>
事務局	<p>最終決定は市長がおこなう。問題が発生した際には、相手方は生産者・市にたいして訴える、という形になると思う。市も生産業者との間でブランド認定における問題発生時の対応について市も担保せねばならないかと考えており、顧問弁護士に相談させていただきたい。</p>
林委員	<p>食べ物については試食してみなければわからないのではないかと危惧する。</p>
渡邊委員	<p>審査会の際にはご試食のうえで審査をいただきたい。</p>
堀井委員長	<p>想定していなかった商品について、どのように対処するのか。</p>
事務局	<p>要領第3条で「その他」項目を設けたが、想定外産品についてはその項目として取り扱い、個別基準にも「その他」を設けて、想定外産品について取り扱う、と考えている。</p>
堀井委員長	<p>団体で申請をあげておられる産品の取り扱いはどうするのか。また、三輪素麺の取り扱いはどうするのか。</p>
林委員	<p>現在、国の「地理的表示」取得に向けて動いておられるが、また調整の段階であると聞き及んでいるので、そうした事項が整理されてから当委員会で審査してはどうか。</p>
事務局	<p>現在、三輪素麺販売協議会及び三輪素麺工業協同組合が合同で、農水省の「地</p>

	理的表示」の取得に向けて申請を行われている。その際には「三輪素麺」の定義の統一基準をまとめ、国に認められると「GI マーク」が取得できる、という流れになっており、大和さくらいブランドにおいても、同様の統一基準を用いたいと考えている。そのため、現在は「地理的表示」の基準が定まっていないため、桜井市のブランド認定についても基準を定めることができない。国が認めた統一基準ができた段階で当委員会においても審査を行う、ということにしたい。
堀井委員長	農産物についてはどのように取り扱うのか。
事務局	農産物については、収穫の時期や栽培場所など様々な要因によって品質は左右されるので実際に難しい。他市事例においては、一次産品については、収穫できるもののうち、最高級のを認定する、というスタンスを取られている。
堀井委員長	何をもって「最高級」とするのかは非常に難しい。
林委員	確かに難しい。ただ、こうした委員会により認定されることでよいPRになる、ということは事実である。
渡邊委員	団体で一括して一つの産品を出されるということであれば、組織の中で、「こういった品質のものを申請する」という枠を設けてもらう必要があるのではないかな。
テリー委員	以前、他の自治体が農産物を東急ハンズで販売されたときに想定以上によく売れたことがある。例えば地元の人以外にはまだ知られていないが、違う場所で販売されたときに輝きを放つもの、というのはある。PRとしてはかなり効果も見込める。その際はストーリー性のあるものが必要だ。
堀井委員長	団体等が申請する農産物については、物語をうまく組み立てて、一定の基準も自らで課すことで認定できるような状態にする、というアドバイスを事務局からする必要があるのではないだろうか。 では次の商標登録についてご説明願う。
事務局	資料5でお示ししているリストは今回の「大和さくらいブランド」にかかる商標登録における、対象商品の分類である。こちらにお示しした分類に入る商品は、商標を使用できることになり、そうでないものは商標を使用できないということになるため、現在申請があがっているもの以外の想定品も視野に入れた分類が以上の20分類である。
堀井委員長	こちらの内容については、委員会で報告はお受けするが、内容については弁理士と相談し事務局でお決めいただきたい。 今後のスケジュールについてご説明願う。
事務局	本委員会の後に事務局で現地調査を行い、次回委員会にて審査会を開催し、認定を決定いただきたい。その後は1月に認定品プロモーションを奈良まほろば館にて実施し、2月には第7回委員会にて第2回認定に向けたご議論をいただきたい。
堀井委員長	では、次回会議の日程について、平成27年11月17日(火)午前9時半から

とさせていただきます。長時間のご審議感謝する。これにて閉会とする。
-----------------------------------